



【宅建業法改正！】インスペクション説明義務化に対応の新サービス

いよいよ今月から始まった宅建業法改正によるインスペクション（建物状況調査）の説明義務化。宅建事業者は、中古住宅の媒介契約時などに、その住宅が建物状況調査を受けた履歴があるか？実施する意向はあるか？を確認することが義務付けられました。そこで、業界初の個人向け総合不動産コンサルティング企業“不動産の達人 株式会社さくら事務所”（東京都渋谷区／社長：大西倫加）では、これまでのホームインスペクション（住宅診断）サービスに加え、新たにこの業法改正に対応した「建物状況調査サービス」をスタートしました。本サービスでは、「構造耐力上主要な部分」と「雨水の浸入を防止する部分」といった、現時点で重大な不具合が無いかを確認、国の定めた必要最低限の項目に絞って調査いたします。



このインスペクションを行うことができる「既存住宅状況技術者」資格は、建築士の資格を有し、指定の講習を受けることで取得可能とされています。建築士とはいえ、建物の劣化については設計業務の中で必要とされる機会はありません。中古住宅を見る上で大きなポイントとなるこの劣化について、数時間の講習でどこまで実践的な内容が身につくのでしょうか。国土交通省は業法改正にあたり、既存住宅状況技術者が 24600 人にもなる見込みとしています今後、プレイヤーの品質に大きなばらつきが出ることは必至です。弊社では、最高水準の採用基準に加え、ご依頼者さまとのコミュニケーション力に重きを置いた独自の厳しい研修をクリアした厳選ホームインスペクターが調査に伺います。また、調査項目に関することは物件のお引渡しまで無料でご質問可能、調査内容の説明に苦慮する不動産業者さまには買主さまへの説明もお手伝い（有料）等、安心してお任せいただけるようなサポート体制も整えました。

厳選のインスペクターが調査、アフターサポートも充実！

- ★ 調査を行うのは、最高水準の採用基準と厳しい座学・現場研修をクリアした厳選のインスペクター
- ★ 調査項目に関することは、物件のお引渡しまで無料でサポート
- ★ 調査内容を買主さまへどう説明しよう…という不動産業者さまもしっかりサポート！

買主さまへ調査内容の説明サポートサービス（有料オプション）

※ 通常のホームインスペクション（住宅診断）サービスをお申込みの場合も「建物状況調査結果の概要」の発行が可能です。

※ 瑕疵保険の適合審査も同時に行いますので、適合すれば瑕疵保険にもご加入頂けます。

（瑕疵保険への加入には別途保証料が必要です。RC,鉄骨造は別途お見積りになります。）

中古一戸建てホームインスペクション（建物状況調査） 45,000円 <https://goo.gl/bbW29h>

中古マンションホームインスペクション（建物状況調査） 39,800円 <https://goo.gl/aeg2hp>

■不動産の達人 株式会社さくら事務所■（東京都渋谷区／代表取締役社長：大西倫加） <https://www.sakurajimusho.com/>
 株式会社さくら事務所は「人と不動産のより幸せな関係を追求し、豊かで美しい社会を次世代に手渡すこと」を理念として活動する、業界初の個人向け総合不動産コンサルティング企業です。1999年、不動産コンサルタント長嶋修が設立。第三者性を堅持した立場から、利害にとらわれない住宅診断（ホームインスペクション）やマンション管理組合向けコンサルティング、不動産購入に関する様々なアドバイスを行なう「不動産の達人サービス」を提供、40,600組を超える実績を持っています。

本件に関するお問い合わせは、お気軽に下記までご連絡ください。